

厚木市立未来・図書館条例の制定について



未来・図書館
あつめき

厚木市立未来・図書館条例の制定について



1 条例制定の趣旨

令和10年1月の供用開始を予定している複合施設のうち、図書館機能、未来館機能及び連携機能について、地方自治法第244条に規定される公の施設として設置するため、同法第244条の2第1項の規定に基づき厚木市立未来・図書館条例を制定するものです。また、同条例の制定に伴い、厚木市立図書館条例及び厚木市立子ども科学館条例を廃止するものです。

図書館機能・・・図書館法に基づく公立図書館としての機能
未来館機能・・・プラネタリウム兼多目的ホール、ティーンズラウンジなど
連携機能・・・市民ラウンジ・イベント広場、屋外広場など

2 規程する主な項目

条例	ア 名称及び位置 イ 未来・図書館を構成する施設 ウ 使用の許可 エ 観覧料等の徴収・料金 オ 観覧料等の減免 カ 観覧料等の不還付 キ 使用許可の取消し ク 原状回復の義務 ケ 協議会の設置 コ 施行期日
	ア 休館日 イ 開館時間 ウ 入館の制限 エ 遵守事項 オ 未来・図書館資料の館外貸出し カ 館外貸出しの登録 キ 登録の有効期間 ク 館外貸出しの手続 ケ 館外貸出しの数量及び期間 コ 資料の複写 サ 移動図書館 シ 諸室の使用時間 ス 諸室の使用申請 セ 観覧料等の徴収方法 ソ 観覧料等の減免 タ 団体観覧の予約

3 本協議会での審議事項

厚木市立未来・図書館条例に規定する観覧料等の徴収や厚木市立未来・図書館条例施行規則に規定する休館日や開館時間については、本協議会から御意見を伺いながら、令和8年7月に未来・図書館管理運営方針を策定しました。

こうした経過から、厚木市立未来・図書館条例の制定に係る本協議会での審議事項については、未来・図書館管理運営方針に位置付けがなく、施設利用に当たり特に市民の皆様に関わる次の事項について御意見を伺うものです。

- ア 図書館機能における蔵書資料等の館外貸出の利用者登録有効期間、貸出の冊数及び期間について
- イ 未来・図書館の運営に係る協議会について
- ウ プラネタリウム兼多目的ホールにおける番組投影の観覧料について
- エ 有料諸室の使用料、利用可能時間及び予約受付期間について

複合施設の概要

計画地：厚木市中町一丁目717番地ほか
敷地面積：約12,800㎡

建築面積：約5,700㎡
延床面積：約47,800㎡
高さ：約43m
階数：地下1階、地上9階
構造：鉄骨造、免震構造



※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

複合施設の機能

市庁舎、消防本部、国県の行政機関、未来・図書館

庁舎機能（市庁舎、消防本部、国県の行政機関）と一体となった建物に未来・図書館などを整備することにより、各機能が互に関係し合い、相乗効果が生まれる場となることを目指します。



未来・図書館の概要

屋上

天体観望ルーム

5階

あとわ広場 デジタル工房・アナログ工房

児童書エリア・閲覧席

4階

一般書エリア・閲覧席

静かな部屋

2階

プラネタリウム兼多目的ホール

ティーンズラウンジ

一般書エリア・閲覧席

1階

カフェ ギャラリー 屋外広場

市民ラウンジ イベント広場

予約本受取コーナー

広場的スペースの吹き抜け廻り（イメージ）



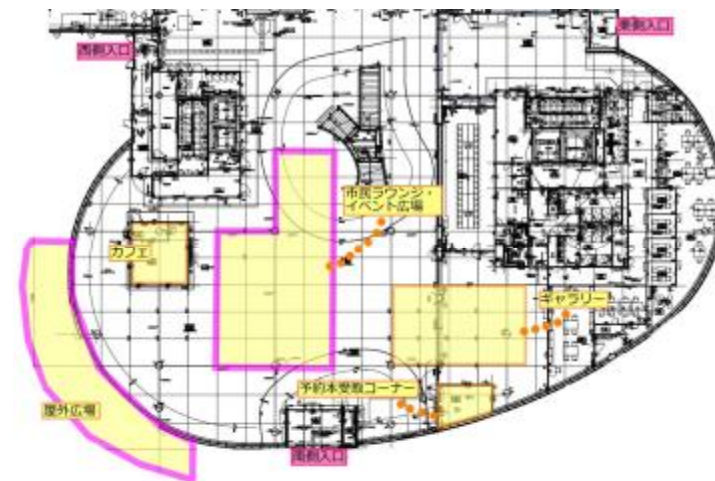
1 階

土と根 ～交流のフロア～

誰もが訪れやすく交流の起点となる空間

※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

平面図



カフェ

利用者の交流や憩いの場とするカフェを設置し、民間事業者が運営します。

市民ラウンジ・イベント広場 有料

目的に合わせて自由に過ごすことができるラウンジを設置し、イベント広場としても活用します。

屋外広場 有料

観覧席のある屋外広場を設置します。

ギャラリー

市民団体などと協働した展示などを行うギャラリーを設置します。

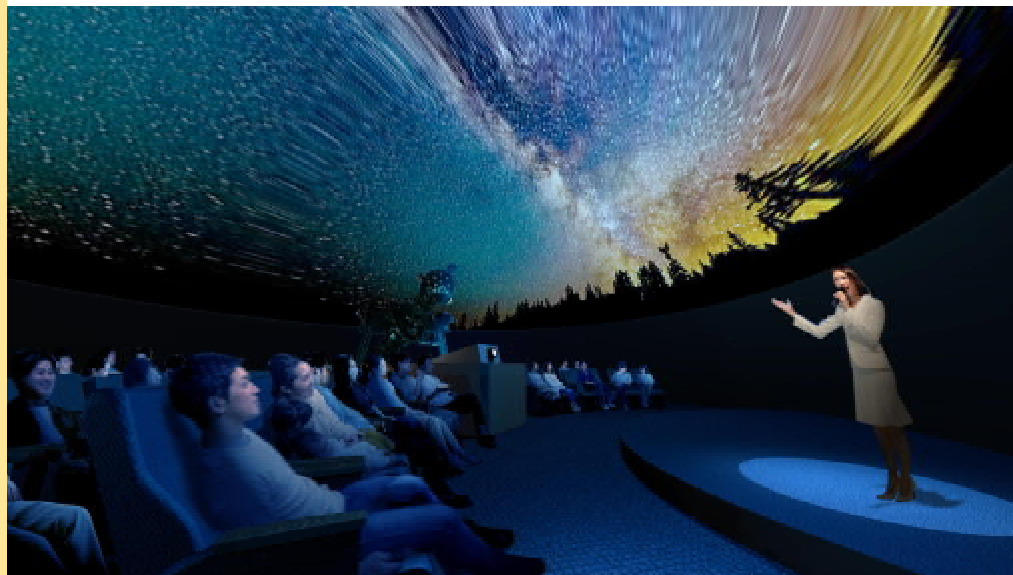
予約本受取コーナー

予約した図書等を自分で借りる手続きができる予約棚と自動貸出機を設置します。

2階

空と枝 ～広がりのフロア～ 充実した時間と居場所を創出する空間

プラネタリウム兼多目的ホール（イメージ）



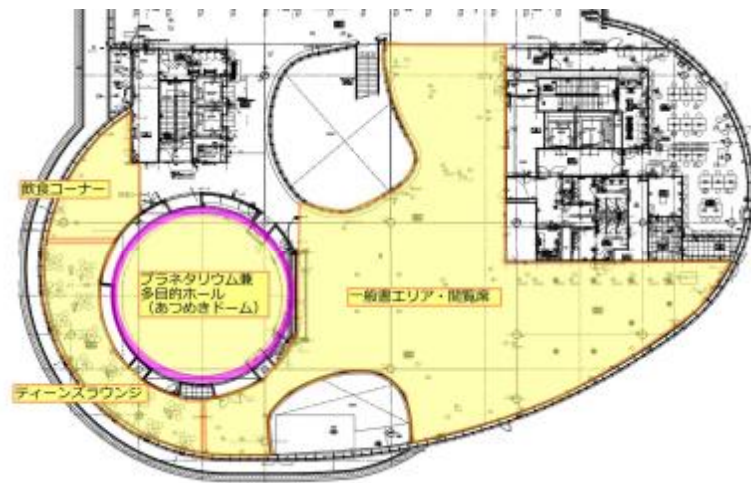
プラネタリウム兼多目的ホール

有料

星空を上映するだけでなく、様々な情報発信を行う場やミニコンサートなど多目的に使えるホールとしての利用もできます。

※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

平面図



ティーンズラウンジ

中高生に相当する青少年を優先するスペースを配置します。

読書や自習はもちろん、自律的に同世代とゆずり合い、認め合いながら個性豊かな人間として成長していくための居場所、交流、活動の場とします。

一般書エリア・閲覧席

青少年に人気の音楽やスポーツに関する本のほか、図書館に馴染みのない利用者の方も手に取りやすい雑誌や文庫を配置します。

一般書エリア・閲覧席（イメージ）



4階

森と幹 ～本のフロア～

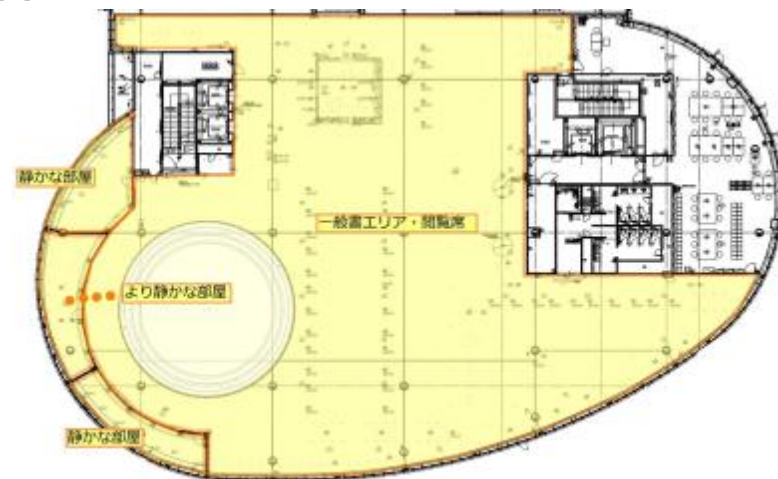
知的好奇心を満たす空間



一般書エリア・閲覧席（イメージ）

※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

平面図



一般書エリア・閲覧席

幅広い分野の資料を配架し、過去の新聞記事や法律情報のデータベースを利用できる専用端末のほか、好みや気分で自分の居場所を選ぶことができる多様な閲覧席を配置します。

また、日常の課題解決のため、司書による調査・相談（レファレンス）を拡充し、気軽なコミュニケーションを通じて最適な資料を提供します。

静かな部屋・より静かな部屋

集中して読書や資料の閲覧ができる部屋を配置します。また、利用目的に合わせて居場所を選ぶことができるよう、防音レベルの異なる部屋とします。

展示室（イメージ）



あとわ広場

「感性」や「記憶」を刺激する体験装置を備えた常設の展示に加え、定期的にテーマを変えて特別展示を実施します。

5 階

風と葉っぱ ～わくわくのフロア～

新たな気づきや興味を呼び起こす空間

※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

平面図



児童書エリア・閲覧席

児童書や絵本、紙芝居などを配架します。子どもや保護者の方がゆっくりと居心地のよい時間を過ごすことができよう席を配置します。

工房

有料

アナログからデジタルまで、様々なものづくりが可能となる設備を兼ね備えた工房を配置します。



工房（イメージ）



図書館機能における蔵書資料等の館外貸出の利用者登録有効期間、
貸出の冊数及び期間について

1 広域（相互）利用協定市及び神奈川県状況

	図書資料		視聴覚資料	電子図書館		利用登録有効期間
	貸出冊数	貸出期間	貸出点数	貸出点数	貸出期間	
厚木市	10冊	2週間	5点	2点	2週間	3年
相模原市	10冊	2週間	3点	3点	2週間	4年
秦野市	10冊	2週間	4点	3点	2週間	5年
大和市	10冊	2週間	貸出なし	3点	2週間	5年
伊勢原市	20冊	2週間	6点	3点	2週間	3年
海老名市	10冊	2週間	2点	3点	2週間	3年
座間市	50冊	2週間	3点	2点	2週間	3年
綾瀬市	制限なし	2週間	2点	3点	2週間	5年
平塚市	15点	2週間	うち7点	3点	2週間	5年
愛川町	8冊	2週間	2点	2点	2週間	3年
清川村	5冊	2週間	3点	—	—	期限なし
神奈川県	10冊	3週間	6点	制限なし	制限なし	3年

※綾瀬市及び神奈川県の利用者登録有効期間は、最後に貸出しをしてから（利用してから）定める期間としています。

2 図書資料及び視聴覚資料の貸出冊数・貸出期間

広域利用協定市の中には、本市以上の貸出冊数を設定している市もありますが、貸出冊数を増やすことで、他の利用者が借りることができなくなる、あるいは、借りるまでの期間が長くなるなどのデメリットも懸念されます。また、これまでの運用においては、利用者等からは貸出冊数を増やすことに対する御意見はありませんでした。

こうした状況を踏まえ、図書資料及び視聴覚資料の貸出冊数を見直した結果、これまで通り、図書資料については10冊、視聴覚資料については5点とします。また、貸出期間は2週間とします。

3 電子図書館の貸出点数・貸出期間

広域利用協定市のほとんどが貸出点数を3点、貸出期間は2週間としています。

こうした状況を踏まえ、電子図書館の貸出点数・貸出期間の見直した結果、貸出期間は、これまで通り2週間としますが、貸出点数は2点から3点に変更します。

4 利用登録有効期間

利用者登録の有効期間については、登録時から住所や連絡先に変更がないかを確認することを目的に設定しています。また、有効期間の更新については、有効期間の60日前から窓口等で更新手続きを行っており、登録情報に変更がないかの確認を行っています。（更新申請書等は不要としています。）広域利用協定市の中には、有効期間を本市よりも長い5年と設定している市や一定の期間に加え最後に貸出しをしてから（利用してから）としている市もあります。

なお、これまでの運用においては、利用者等からは有効期間を延ばすことに対する御意見はありませんでした。

こうした状況を踏まえ、利用者登録有効期間について見直した結果、図書資料の貸出しに当たっては、市の財産である図書資料を適切に管理するために、正確な利用者情報を収集・登録する必要がある、これまで登録情報の再確認を行う適切な時期として3年毎としてきました。また、更新手続きに当たっては利用者の負担もないことから、これまで通り3年とします。



未来・図書館の運営に係る協議会について

項目	図書館条例	未来・図書館条例
協議会の名称	図書館協議会	未来・図書館協議会
所掌事項	図書館法第14条第2項に規定する事項 ※図書館法第14条第2項 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。	図書館法第14条第2項に規定する事項のほか、未来・図書館の運営に関する事項 【具体的な審議事項の想定】 (1) 未来・図書館管理運営方針の策定 (2) 年度ごとの事業計画の策定・進行管理 (3) 子ども読書活動推進計画の策定・進行管理など
定数・委員構成	1 定数：6人 2 委員構成 (1) 公募による市民（2人） (2) 学識経験者 (3) 学校教育の関係者 (4) 社会教育の関係者 (5) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	1 定数：7人 2 委員構成 (1) 公募による市民（2人） (2) 学識経験者（2人） (3) 学校教育の関係者 (4) 社会教育の関係者 (5) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

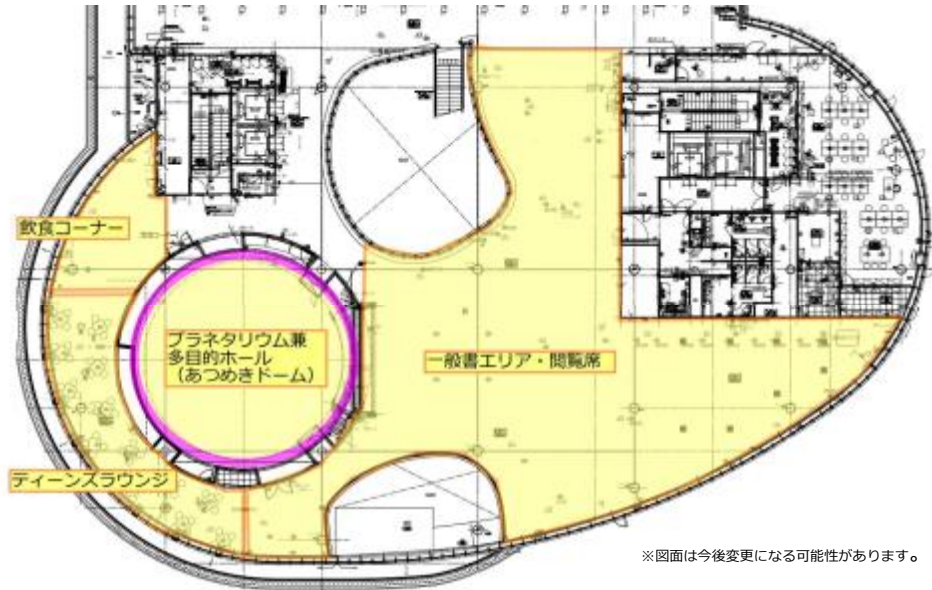


プラネタリウム兼多目的ホールにおける番組投影の観覧料、
有料諸室の使用料、利用可能時間及び予約受付期間について

プラネタリウム観覧料



■平面図（未来・図書館 2 階）



※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

■利用想定

一般観覧	ア 購入する投影番組や作成したコンテンツの投影は、保守点検など機能を停止する以外は毎日投影し、投影スケジュールを半年ごとに作成します。 イ 観覧は、番組ごとの入替制とします。 ウ 投影時間は30分から1時間程度を予定しています。
団体利用	ア 次の利用を想定しています。 ①教職員に引率された学校教育法に規定する学校の幼児、児童又は生徒の利用 ②保育士等に引率された児童福祉法に規定する児童福祉施設の児童の利用 ③青少年育成団体の責任者に引率された青少年の団体(10人以上)の利用 ④障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設等の団体の利用 イ アの団体利用以外でも貸切投影（利用）ができます。

1 観覧料設定に当たっての考え方

ア 一般観覧の料金は、プラネタリム投影に係るコストを基に、他市の観覧料を参考に設定します。なお、大人と高校生以下の区分に分けて設定します。

イ 小・中学生の長期休業期間のうち、特に休業期間が長い夏休みについては、こどもの居場所確保の観点から、無料とします。

ウ 学校や児童福祉施設、青少年団体の団体利用の観覧料は、団体利用のメリットを感じていただける料金を設定します。なお、現子ども科学館における減免の取扱いを踏まえ、市内の施設等の利用については、免除することとします。

エ 来館促進を図るため、定期観覧券（年間パスポート）制度を導入することとし、購入メリットを感じていただける料金を設定します。

オ 負担の公平性の観点から、市外の利用に係る観覧料を設定することとします。

2 番組投影に係るコスト

ア 年間コスト：24,105,356円

（番組購入費、機器保守費、電気代、人件費）

イ 年間定員総数：81,576人

ウ 1人当たりコスト（ア÷イ）：295円

【参考】県内他市の観覧料

区分	伊勢原市	相模原市	藤沢市	川崎市	横浜市
大人	500円	500円	500円	400円	600円
高校生	500円	500円	500円	200円	600円
小・中学生	4歳以上 200円	200円	200円	無料	300円

3 観覧料（案）

区分		観覧料		
		個人		団体利用 (30人以上団体)
		観覧券（1回分）	定期観覧券	観覧券（1回分）
大人	市内	400円	2,400円	300円
	市外	480円	2,880円	360円
高校生以下	市内	200円	1,200円	150円
	市外	240円	1,440円	180円
未就学児	市内	無料	無料	無料
	市外			

ア 市外料金は、同様な利用形態の市内公共施設の料金体系を参考に20%の加算率とします。

イ 定期観覧券については、月1回（年間12回）の観覧を前提に、その半額とします。

ウ 団体利用観覧料については、現子ども科学館では割引率を20%としていますが、観覧料を値上げするため割引率を25%とします。

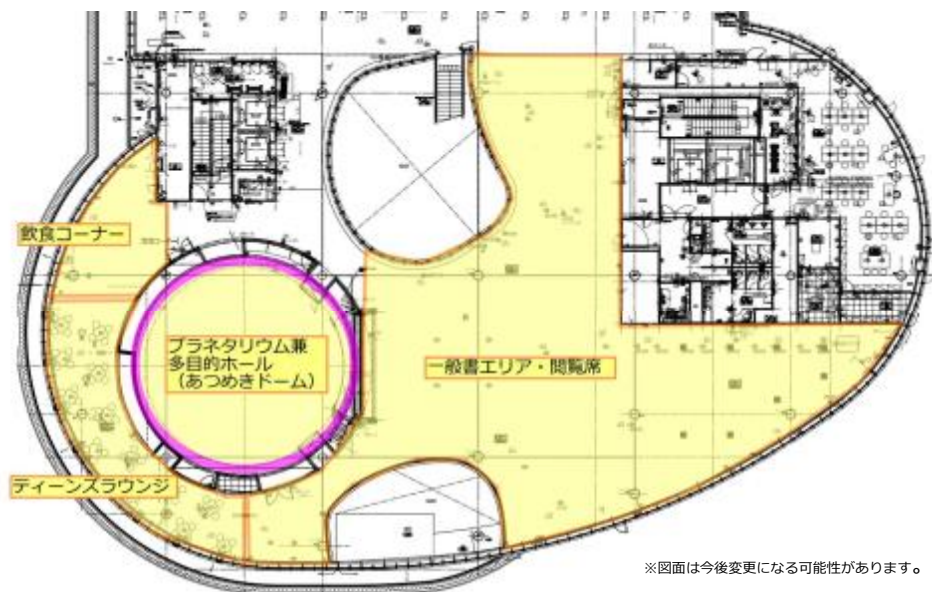
【参考】子ども科学館料金

区分	観覧料		
	個人		30人以上団体（1人）
	観覧券（1回分）	定期観覧券	観覧券（1回分）
大人	200円	800円	160円
子ども	50円	200円	40円

プラネタリウム兼多目的ホール（あつめきドーム）使用料



■平面図（未来・図書館2階）



■利用想定

多目的利用	ア ホールとしての利用、映像投影を使用したイベントなど、多目的での貸切利用ができます。 イ 貸切利用することができる枠は、番組投影を行っていない時間帯とします。（現段階では月～木の18時以降と土日祝日で月1日程度を想定）なお、使用許可に当たり、施設の利用基準に基づく審査を行います。 ウ 貸切利用は、1時間当たりの予約制とし、個人・団体・法人（団体等）の利用とします。 エ 予約受付期間は、「利用日の12カ月前の初日から当日（機器等を使用しない場合）又は20日前（機器等を使用する場合）まで」で検討しています。なお、予約開始時期については現在検討中です。 オ 入場料等を徴収する利用、営利を目的とする団体等の広告宣伝又は物品販売を行うことも可とします。
自由利用	ア 番組投影、貸切利用がない時間は、一般開放し、市政情報や施策などの情報を発信します。



※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

1 使用料設定に当たっての考え方

- ア あつめきドームには、投影機器や音響機器を設置しており、多目的利用でも使用することができます。利用に当たっては、投影機器等を使用する場合、又は使用しない場合が想定されますので、利用ニーズに合わせた料金を設定します。
- イ あつめきドームの使用料は、周辺にある公共施設（同機能）の料金を参考に設定します。
- ウ 投影機器等を使用する場合、機器の操作等はスタッフが行うこととします。このため、あつめきドーム使用料のほかに、機器の導入コストや操作等に係るコストを基に、使用する機器に応じた機器使用料を設定します。
- エ 負担の公平性の観点から、市外の利用に係る料金を設定することとします。また、入場料を徴収する場合、営利を目的とする団体等の広告宣伝又は物品販売を行う場合の料金は、市内料金の2倍とします。

2 周辺公共施設の使用料

施設	面積	使用料（1H）	m ² 単価
市民交流プラザ ミュージックルーム1	182m ²	800円	4.3円
子ども科学館ホール250	267m ²	700円	2.6円
保健福祉センター ホール兼体育館	534m ²	2,500円	4.6円

3 機器の使用に係るコスト

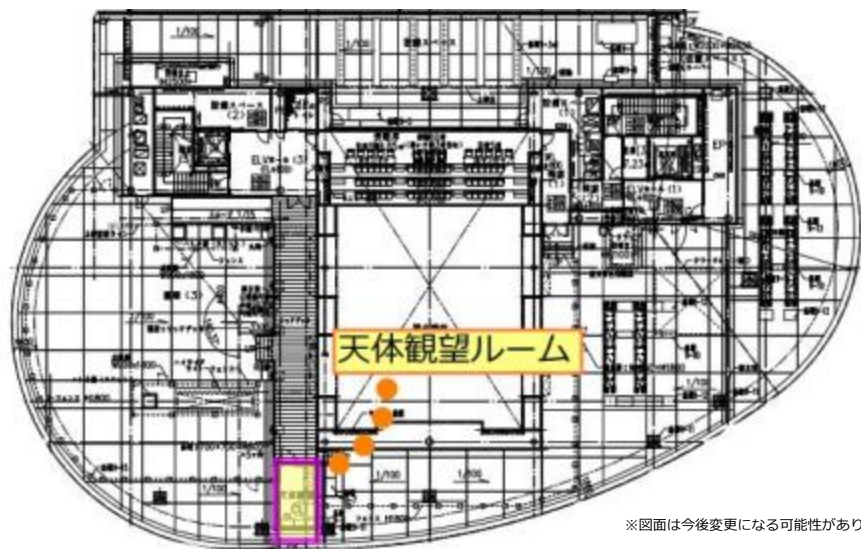
- ア 機器操作に係る人件費 1時間・1人/1,800円×2人=3,600円
- イ 投影機器に係るコスト 1時間/1,908円
- ウ 音響機器に係るコスト 1時間/296円

4 使用料（案）

区分		使用料（1時間）	備考
あつめきドーム使用料	市内	1,200円	保健福祉センターm ² 単価4.6円×あつめきドーム面積272.2m ² =1,252円
	市外	2,400円	市内料金の2倍
【加算】投影機器使用料	市内	5,500円	人件費3,600円+機器コスト1,900円
	市外	11,000円	市内料金の2倍
【加算】音響機器使用料	市内	3,900円	人件費3,600円+機器コスト300円
	市外	7,800円	市内料金の2倍

天体観望ルーム使用料

■ 平面図（未来・図書館屋上）



■ 利用想定

観望会 (市主催)	ア 太陽等の惑星の観望会を開催します。 イ 日食や彗星などの天文現象に合わせた天体観望会を開催します。 ウ 開催に当たっては、定員を設定した申込制とします。
貸切利用	ア 貸切利用に当たっては、スタッフが機器操作方法の説明を含めアテンドを行います。 イ 貸切利用することができる枠は、毎週、金曜日・土曜日の午後5時から9時までとします。 ウ 貸切利用は、1時間当たりの予約制とし、個人・団体の利用とします。(定員：10人) エ 予約受付期間は、「利用日の3カ月前の初日から前日まで」で検討しています。なお、予約開始時期については現在検討中です。

1 使用料設定に当たっての考え方

ア 貸切利用に当たっては、スタッフが機器操作方法等の説明を含めアテンドを行います。このため、アテンドに係るコストを基に、料金を設定します。

イ プラネタリウム番組観覧における減免の取扱いを踏まえ、番組観覧を免除する団体については、免除することとします。

ウ 負担の公平性の観点から、市外の利用に係る観覧料を設定することとします。

2 機器の操作方法等の説明、アテンドに係るコスト

項目	金額（1H）	備考
人件費	1,800円	（スタッフ時間単価）1,800円×1人

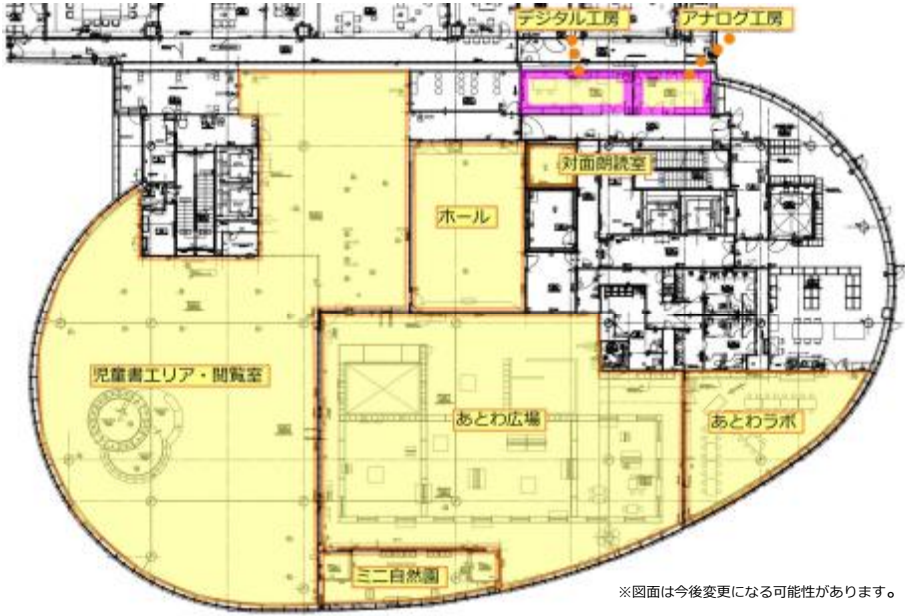
3 使用料（案）

区分	使用料（1時間）	備考
市内	1,800円	
市外	3,600円	市内料金の2倍

工房使用料



■ 平面図（未来・図書館 5 階）



項目	デジタル工房	アナログ工房
面積	30.45㎡	21.42㎡
設置器具	3Dプリンタ、レーザー加工機、 カッティングマシン、裁断機、 大型ホチキス、 デジタルマシンなど	糸鋸、電動丸ノコ盤・集塵機、 バンドソー、ボール盤、 両頭グラインダー、工具類など

■ 利用想定

ものづくり講座 （市主催）	ア デジタル工房及びアナログ工房を利用したものづくり講座をそれぞれ月1回開催します。 イ 開催に当たっては、それぞれの定員を設定した申込制とし、材料費等は参加者の負担とします。
貸切利用	ア 貸切利用することができる枠は、市主催ものづくり講座を開催していない時間帯で、午前9時から午後7時までの時間帯とします。 イ 貸切利用は、1人につき1時間当たりの予約制とし、個人での利用とします。（定員：各9人） ウ デジタル工房は中学生以上、アナログ工房は高校生以上の利用とします。 エ 予約受付期間は、「利用日の2週間前の初日から当日まで」で検討しています。なお、予約開始時期については現在検討中です。



※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

1 使用料設定に当たっての考え方

ア 貸切利用に当たっては、機器使用の補助及び利用者の安全確保のためスタッフを配置します。このため、スタッフ配置に係るコストのほか、機器使用に係るコストを基に、料金を設定します。

イ 市内在住、在学の中学生・高校生は無料とします。

ウ 負担の公平性の観点から、市外の利用に係る料金を設定することとします。

2 スタッフ配置等に係るコスト

ア 年間コスト：5,417,264円（電気代、人件費）

イ 年間使用可能総数：52,560人

ウ 1人当たりコスト（ア÷イ）：103円

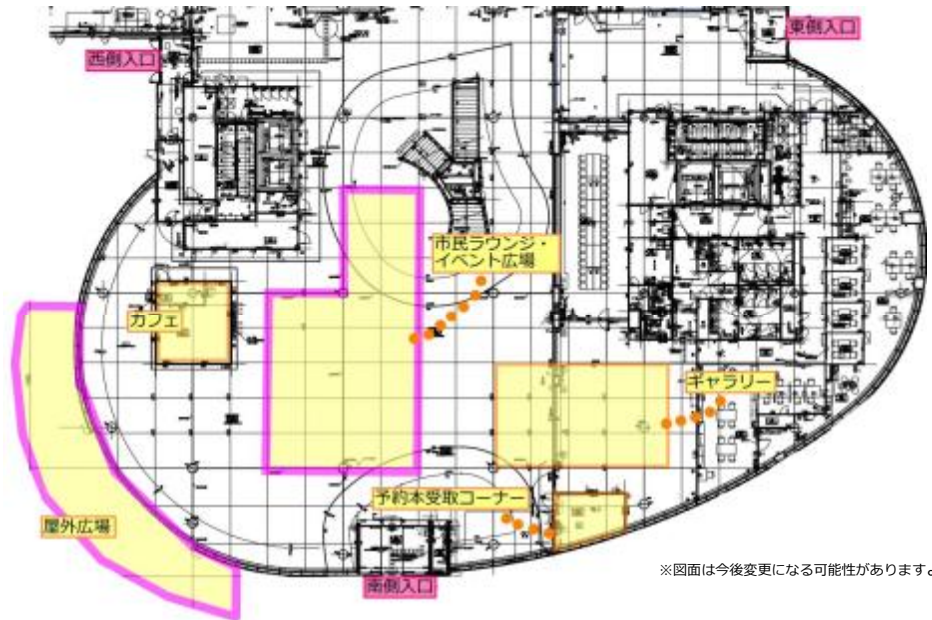
3 使用料（案）

施設	利用対象	区分	使用料（1人・1時間）
デジタル工房	中学生以上	市内	100円
		市外	120円
アナログ工房	高校生以上	市内	100円
		市外	120円

ア 個人による利用で、定員の9人が共同しての利用となるため、プラネタリウム観覧と同様の利用形態となります。このため、市外の利用に係る料金の加算率は、プラネタリウム観覧料と同様の20%とします。

イベント広場・屋外広場使用料

■平面図（未来・図書館 1 階）



■利用想定

イベント (市主催)	ア 市で主催するイベントを開催します。なお、イベントの開催は、原則、庁舎閉庁時とします。 イ 開催に当たっては、定員を設定した申込制とします。
貸切利用	ア 貸切利用することができる枠は、市主催イベントを開催していない時間帯で、午前9時から午後9時までの時間帯とします。なお、音が出る催し物の開催などは、原則、庁舎閉庁時とし、使用許可に当たり、施設の利用基準に基づく審査を行います。 イ 貸切利用は、1時間当たりの予約制とし、個人・団体・法人（団体等）の利用とします。 ウ 予約受付期間は、「利用日の6カ月前の初日から20日前まで」で検討しています。なお、予約開始時期については現在検討中です。 エ 入場料等を徴収する利用、営利を目的とする団体等の広告宣伝又は物品販売を行うことも可とします。 オ 時間帯や季節、気象状況などの条件付きで屋外広場との一体的利用も可とします。

1 使用料設定に当たっての考え方

- ア 未来・図書館内での料金の統一性を図るため、プラネタリウム兼多目的ホール（あつめきドーム）貸切使用料に応じた料金を設定します。
- イ 負担の公平性の観点から、市外の利用に係る料金を設定することとします。 また、入場料を徴収する場合、営利を目的とする団体等の広告宣伝又は物品販売を行う場合の料金は、市内料金の2倍とします。

2 使用料（案）

施設	面積	区分	使用料 (1時間)	備考
イベント広場	234㎡	市内	1,000円	あつめきドーム㎡単価4.6円×イベント広場面積234㎡=1,076円
		市外	2,000円	市内料金の2倍
屋外広場	204㎡	市内	800円	イベント広場と隣接するエリアで屋外であることを考慮し、イベント広場料金から2割減額する。
		市外	1,600円	市内料金の2倍